

市営霊園の使用を希望する方へ

市営霊園の使用にあたり、条例等により次のように定められています。

1 遺体埋葬の禁止

市営霊園は火葬していない遺体を埋葬することはできません。

2 碑石等の制限

霊園により、碑石の型や大きさ等に制限があります。規則に定める碑石基準に沿った施設を、使用許可日から5年以内に建設してください。

3 使用者の義務

(1) 次の場合、印鑑持参のうえ必ず届出をお願いします。【(カッコ内)は必要書類】

①遺骨の埋蔵…納骨前に届出

(火葬許可証原本または改葬許可証原本・霊園使用許可証)

②使用権の承継…承継者決定後に届出 ※必要書類については事前にお問い合わせください。

(前使用者と承継者の関係が分かる戸籍謄本・承継者の住民票写し・霊園使用許可証)

③代理人の選定…使用者の住所が市外の場合、市内に住所を有する世帯主を代理人に選定。申請書に代理人の承諾印が必要。

(代理人の住民票写し・霊園使用許可証写し)

④本籍・住所・氏名変更…変更後に届出 ※手数料 300 円

(住民票写し・霊園使用許可証)

⑤霊園使用許可証の再発行…手数料 300 円 (届出内容に変更がなければ添付書類不要)

⑥遺骨の改葬…改葬前に許可申請 ※必要書類については事前にお問い合わせください。

(霊園使用許可証)

⑦碑石等の建設・撤去…工事届は着工前。(設計書、霊園使用許可証写し)

工事完了届は完了後。(しゅん工図・完了後写真)

※撤去の場合は設計書・しゅん工図不要

⑧聖地の返還…事前にお申し出ください。(霊園使用許可証)

(2) 管理料の納入

毎年4月中旬に納入通知書を送付します。4月末日までに必ず納めてください。(年額一括払い)

(3) 使用聖地内は使用者の管理です。聖地内の清掃と尊厳維持に努めてください。各霊園ともゴミ捨て場はありません。お参りの際のゴミ等は各自でお持ち帰りください。また、食べ物は野生鳥獣のエサとなり霊園が荒らされてしまうため、お参りが済みましたら供物も必ずお持ち帰りください。

(4) 聖地を返還する際は事前にお申し出のうえ、聖地は原状に復してください。

4 使用の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用を取り消す場合もあります。

(1) 使用者死亡日から3年を経過しても、承継の申出がないとき。

(2) 目的以外に使用したとき。

(3) 使用権を第三者に譲渡し、または転貸したとき。

(4) 管理不全のまま5年を経過したとき。

(5) 管理料を納めないまま3年を経過したとき。

(6) 不正手段により許可を受けたとき。

(7) 条例・規則・市長の付した条件等に違反したとき。

(8) 市外に本籍・住所を移し、若しくは住所不明で5年を経過し、相続人・親族・縁故者等祭祀を主宰する者がいないとき。

5 その他

聖地返還に伴う使用料・管理料は原則として還付しません。(使用許可日から10年以内の返還の場合、使用料のみ一部還付あり。事前にご確認ください。)

安曇野市 市民生活部 環境課 環境保全担当 (本庁2階5番窓口)

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

☎ (0263) 71-2000[代表]・71-2491[係直通]